

1. 特別の療養環境の提供に関する事項

当院における差額病床料金は以下のとおりです。(表示料金は1日あたりの金額となります。(消費税込))

病棟・病床名	部屋数	部屋番号	料金
急性期一般病床(東3階病棟)	3	337・338号室(トイレ付)	1,650円
		340号室(シャワー・トイレ付)	11,000円
回復期リハビリテーション病棟(東2階病棟)	2	238・241号室(トイレ付)	1,650円

※ 利用状況によっては、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承下さい。

2. 入院時食事療養・入院時生活療養*1に関する事項

*1：療養病床(東2階(回復期リハビリ病棟)・西3階(療養病棟))に入院中で65歳以上の患者が対象

- ①. 当院は厚生労働大臣が定める基準に適合した食事を提供しており、管理栄養士により管理された給食が適時(夕食は午後6時以降)・適温で提供されます。また、医師の指示を基に患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養・生活療養を行っております。
- ②. 食堂における食事の提供をしております。

[自己負担額(入院時食事療養) 令和8年6月1日時点]

区分	負担額(1食あたり)
一般(住民税課税世帯)の方	550円(難病認定者:330円)
70歳未満で住民税非課税世帯の方 70歳以上で低所得II*2に該当する方	270円(長期入院*4は220円(届出による))
70歳以上で所得が一定基準以下(低所得I*3)	130円

[自己負担額(入院時生活療養) 令和8年6月1日時点]

区分	負担額						
	医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者		
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
一般(住民税課税世帯)の方	550円	430円	550円	430円	330円	0円	
70歳未満で住民税 非課税世帯の方	長期入院以外	270円	430円	270円			430円
	70歳以上で低所得 II*2に該当する方	長期入院*4	270円	430円			220円
70歳以上で所得が一定基準以下 (低所得I*3)		160円	430円	130円			430円

*2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

*3：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円とする)を差し引いたときに0円となる方

*4：過去1年間の入院期間が90日超の方

※ 負担額を減額するためには、以下の2点をご提示いただく必要があります。

1)「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

2)「資格確認証」または「マイナ保険証」

※ ご不明な点がございましたら、窓口にお尋ね下さい。